

外国人を雇用する場合のルールが新しく なりました。（平成19年10月1日から）

改正雇用対策法の可決・成立（平成19年10月1日施行）

～外国人が、在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できる
よう、外国人雇用に関する基本ルールを整備～

1. 外国人雇用状況の届出 → P2～3をご覧ください。

外国人（特別永住者を除く。）の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格等を届け
出てください。ハローワークでは、これに基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主
の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。

2. 雇用管理の改善等に関する指針の作成 → P4～7をご覧ください。

事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を指針として整
理しました。これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

3. 不法就労の防止

1の届出に当たり、事業主の方が在留資格等を確認すること等により、不法就労
の防止が図られます。

1. 外国人労働者（特別永住者を除く）を雇用する場合、その氏名、在留資格等のハローワークへの届出が必要です。

届出事項、方法・期限等

※ハローワーク窓口への届出のほか、ハローワークインターネットサービスから簡単に届け出することも可能です。（<https://gaikokujin.hellowork.go.jp/gkjgs/index.jsp>）

イ 雇用保険の被保険者である外国人の場合

- 雇用保険の被保険者資格の取得届又は喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ることができます。
- 届出期限：取得届又は喪失届の提出期限と同様（雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内。）

ロ 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

- 届出様式（ハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。
- 届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで（例：10月1日の雇入れ→11月30日までに届出）

ハ 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人の場合

- 届出様式（ハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届け出てください。
- 届出期限：平成20年10月1日（ただし、この間に離職した場合は、イ又はロに従い届出。）

確認方法

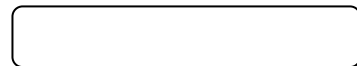
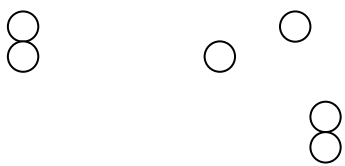
<氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍>

→ 「外国人登録証明書」または「旅券（パスポート）」

※ 外国人の方を雇い入れる際には、就労が認められるかどうかを確認してください。
（<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai01.htm>）

<資格外活動許可の有無>

→ 「資格外活動許可書」または「就労資格証明書」



Q&A

Q

A

Q

A

Q

A

Q

A

Q:

A:



～外国人が能力発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

http://www.nhlw.go.jp/bunya/koyou/gai_kokujin.html

0952-32-7217

0952-41-9303
0954-22-4155
0942-82-3108

0955-72-8609
0955-23-2131
0954-62-4168

PDF

<http://www.saga.plb.go.jp>

//

// rodo / /